



(平成28年6月15日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第18回社会保障審議会企業年金部会の開催について

平成28年6月14日、第18回社会保障審議会企業年金部会が開催されました。本ニュースでは同部会で取り上げられました主要な議題について、ご案内申し上げます。

I 議題

- (1) 確定給付企業年金のガバナンスについて
- (2) 確定給付企業年金の改善の現状について
- (3) 確定拠出年金法等の一部を改正する法律等について
- (4) 厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会における議論の経過について

II 資料

当日配布された資料は以下のとおりです。

- ・議事次第

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127377.pdf

- ・資料1：確定給付企業年金のガバナンスについて

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127403.pdf

- ・資料2：確定給付企業年金の改善の現状について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127379.pdf

- ・資料3：確定拠出年金法等の一部を改正する法律について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127380.pdf

- ・資料4：個人型DCの加入拡大に係る普及活動について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127381.pdf

- ・資料5：「確定拠出年金の運用に関する専門委員会（仮称）」の設置について（案）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127382.pdf

- ・資料6：確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う措置について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127383.pdf

- ・資料7：熊本県における確定拠出年金の掛金納付特例の適用期間の延長について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127384.pdf

- ・資料8：確定拠出年金に係る勤続年数及び通算加入者等期間の拡大について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127385.pdf

- ・資料9：代行割れ厚生年金基金の責任準備金相当額の分割納付に係る加算金利率について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127386.pdf

- ・資料10：厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況（平成27年10月1日～平成28年3月31日）に関する報告書

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127387.pdf

- ・参考資料1：社会保障審議会企業年金部会委員名簿

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000127388.pdf

Ⅲ 確定給付企業年金のガバナンスについて

1. 概要

- 議題1「確定給付企業年金のガバナンスについて」は、前回の部会（[平成28年5月2日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）から継続している議題です。具体的には「総合型DB基金への対応」、「資産運用に係るルールの見直し」、「加入者等への説明・開示」について議論が行われました。具体的なテーマ毎の事務局（厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 内山課長）からの説明及び委員から出された意見は次のとおりです。

(1) 総合型DB基金への対応

- 今回の部会では、総合型DB基金のガバナンス強化策について、以下のとおり、代議員選任の具体的な基準、外部の専門家による会計監査を受ける対象範囲について事務局から説明がありました。詳細は[資料1](#)のP. 4～27をご確認ください。

総合型DB基金の代議員選任のあり方について	<ul style="list-style-type: none">・代議員の定数が基金の規模に見合った一定数以上であり、代議員の所属企業に偏りが生じないように代議員の選任基準を定める。・具体的な基準は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">➢ 事業主の全てを選定代議員とする。（事業主が100人を超える場合には例外有）➢ 互選代議員は選定代議員と同数とする。➢ 実施事業所が増加する場合には、代議員の定数を適宜見直し。
総合型DB基金の会計監査について	<ul style="list-style-type: none">・外部の専門家による会計監査を実施する。但し、会計監査を実施する基金を資産規模が一定以上の基金に限ることや監査の対象範囲について厳正な確認が必要な分野（資産額、業務経理）に絞ること等の条件を設ける。

- 上記、テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。
 - ・基金へのヒアリング等を通じ、現状を把握した上で導入を検討すべき。コスト・事務面を含め、過度な負担とならないようにすべき。
 - ・外部専門家による会計監査については、コストに見合ったものとなるようすべき。

(2) 資産運用に係るルールの見直し

- 今回の部会では、DBの資産運用に係るルールの見直しについて、以下のとおり、スチュワードシップ・コードの受入れ表明の促進に向けた取組み状況について事務局から説明がありました。詳細は[資料1](#)のP. 28～54をご確認ください。

スチュワードシップ・コードの受入れ表明の促進に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none">・「日本再興戦略 2016 -第4次産業革命に向けて-」（平成28年6月2日閣議決定）では、「年金基金等においてスチュワードシップ・コードの受入れ促進などの取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る」とされた。・DBの運用は自家運用ではなく委託運用が中心である現状を踏まえ、DBがスチュワードシップ行動をとるにあたって、受入れ表明のための具体的な対応が不明確との指摘があることから、厚生労働省と企業年金連合会が連携して具体的な対応例について検討を行う。
-------------------------------	--

- 上記、テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。
 - ・コスト・事務面を含め、過度な負担とならないようにすべき。
 - ・DBがスチュワードシップ・コードの受入れ表明を行うことが加入者等の老後所得の充実に繋がるか吟味が必要。

(3) 加入者等への説明・開示その他

- 加入者等への説明・開示については、前回の部会において検討を行うべきという委員の意見が多かったため、今回新たな論点として追加されました。なお、事務局から具体的な案の提示はなく、今後の部会において検討を行うこととなりました。詳細は[資料1](#)のP. 55以降をご確認ください。
- 上記、テーマに関して委員からは以下のような意見が出されました。

- ・加入者等がDB制度に関心を持てるようにするため、加入者等への説明・開示について、促進すべき。
- ・現状でも事業主等はDB制度の業務概況を加入者に周知させる義務を負っており、これ以上の負担増は避けるべき。加入者等が自身のDBの現状を把握できるよう実効性を上げるための施策（例えば加入者へ周知している好事例を紹介する等）を考えるべき。

2. 今後の検討について

- 本議題については、次回以降も引き続き検討することとなりました。

IV 確定給付企業年金の改善の現状について

- 議題2「確定給付企業年金の改善の現状について」につき、[資料2](#)に沿って、「リスク対応掛金」及び「リスク分担型企業年金*」について、厚生労働省及び企業会計基準委員会が実施している意見募集について、事務局から説明がありました。概要は以下のとおりです。

* 従前「リスク分担型DB」と呼称しておりましたが、法令上の用語としては「リスク分担型企業年金」と規定された。

(1) 厚生労働省の意見募集

- 「確定給付企業年金法施行令等の一部を改正する政令案等」についてパブリックコメント（意見募集）を実施している。[（平成28年5月30日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内）](#)
- 意見募集期間：平成28年5月27日（金）～6月26日（日）

(2) 企業会計基準委員会の意見募集

- 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公開草案が企業会計基準委員会のウェブサイトで公開され意見募集が行われている。[（平成28年6月2日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内）](#)
- 意見募集期間：平成28年6月2日（木）～8月2日（火）

V その他

- 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の国会審議の経過や厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況等について、それぞれ事務局から資料に沿った説明がありました。
- 次回部会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-6256-3581